

第 7 期障がい福祉計画・第 3 期障がい児福祉計画

1 計画の成果目標と活動指標

障がいのある人の自立支援の観点から、地域生活への移行や就労支援といった課題に対応するとともに、障がい児支援の提供体制等を整備する必要があります。この計画においては、令和 8 年度を目標年度として、国の指針を踏まえた上で、第 6 期計画の実績や地域の実情に応じて、次のような目標数値等を設定します。

(1) 福祉施設入所者の地域生活への移行

【国の基本指針】

国は、令和 8 年度末における地域生活に移行する者の数値を設定するにあたり、令和 4 年度末時点の施設入所者の 6 % 以上が地域生活に移行し、施設入所者の 5 % 以上が減少することを基本に、地域の実情やこれまでの実績を踏まえて目標を設定するよう求めています。

【目標設定の考え方】

- (ア) 入所者数 (A) の数値について、令和 5 年 3 月末を基準日として、令和 8 年度の目標値を設定することとされており、令和 5 年 3 月末の入所者数は、45 人となっております。
- (イ) 令和 8 年度入所者数 (B) は、地域移行が見込まれるものや通過施設を利用するものなどを見込み、国の指針 (5 % 以上の減少) に合わせて、3 人減の 42 人と設定しました。
- (ウ) 地域移行者数についても、令和 5 年 3 月末の入所者のうち、地域移行が見込まれるものとして、国の指針 (6 % 以上の移行) を上回る 3 人に設定しました。

成果目標	数値	考 え 方
入所者数 (A)	45 人	令和 5 年 3 月末の数
令和 8 年度 入所者数 (B)	42 人	令和 8 年度末時点の利用人数を見込む
【目標値】 削減見込 (B - A)	3 人	差引増減見込数
【目標値】 地域移行数	3 人	令和 8 年度末までに施設から地域移行する者の数 (累計)

(2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム*の構築

【目標設定の考え方】

協議の場は、障害者自立支援ネットワーク*「地域移行・地域定着支援部会」として設置済みであり、今後も継続的に実施します。

① 保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置

活動指標	目標	考え方
令和6～8年度における協議の場の設置	市単独で設置済	地域移行・地域定着支援部会における協議を継続します。

② 市町村の協議の場における活動

活動指標			目標		
			令和6年度	令和7年度	令和8年度
重層的な連携による支援体制を構築するために必要な協議の場の開催回数	開催回数 (回)		6	6	6
重層的な連携による支援体制を構築するために必要な協議の場における目標設定及び評価の実施回数	開催回数 (回)		1	1	1
重層的な連携による支援体制を構築するために必要となる、保健、医療、福祉、介護、当事者及び家族等の関係者ごとの参加者数	保健	参加者数 (人)	2	2	2
	医療 (精神科)	参加者数 (人)	1	1	1
	福祉	参加者数 (人)	11	11	11
	当事者	参加者数 (人)	2	2	2

(3) 地域生活支援の充実

【目標設定の考え方】

地域生活支援拠点*が有する機能のうち、「緊急時受入・対応」機能については、令和3年度に整備済となっています。このほか、令和8年度末までに「相談」機能、「体験の機会・場」機能を拡充することを目標とします。

また、令和8年度にコーディネーターを配置し、機能の充実を図るほか、強度行動障害を有する障がいのある人の支援体制を整備します。

なお、国の指針において年1回以上必要とされる運用状況の検証及び検討については、年2回以上の実施を目標として設定します。

① 地域生活支援拠点等の確保

成果目標（国指針）	目標	考え方
令和8年度末までに地域生活支援拠点等を整備	市単独で1箇所整備済（令和3年度）	確保済の機能以外の機能拡充を進めます。

② 地域生活支援拠点等に係る検証・検討

活動指標		目標		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
コーディネーターの配置 人数	人数 (人)	0	0	1
機能の充実に向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討を行う場（牧之原市障害者自立支援ネットワーク*）の年間実施回数	実施回数 (回)	2	3	4

③ 強度行動障害を有する障がいのある人の支援体制の充実

成果目標（国指針）	目標	考え方
令和8年度末までに強度行動障害を有する障がいのある人の状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制を整備	令和8年度までに市単独で整備予定	障害者自立支援ネットワーク「相談支援部会」において、支援ニーズを整理し、関係機関との連携体制を整備します。

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

【国の基本指針】

国は、福祉施設から一般就労への移行等について、地域の実態などを踏まえて以下を基本として令和8年度の目標値を設定するよう求めています。

項目	基本とする目標
福祉施設から一般就労への移行	令和3年度実績の1.28倍以上
就労移行支援により一般就労移行	令和3年度実績の1.31倍以上
就労継続支援A型事業所により一般就労移行	令和3年度実績の1.29倍以上
就労継続支援B型事業所により一般就労移行	令和3年度実績の1.28倍以上
就労定着支援事業の利用者数	令和3年度実績の1.41倍以上
就労移行支援事業所の就労率	利用終了者に占める一般就労移行率が5割以上の事業所が全体の5割以上
就労定着支援事業所の定着率	就労定着率が7割以上の事業所が全体の2割5分以上

【目標設定の考え方】

福祉施設から一般就労への移行者数は、就労移行の促進を図る観点から、国の基本指針を上回る目標値を設定します。

また、就労定着支援事業の利用者数は、令和5年度の利用実績を踏まえて設定します。

項目	令和3年度 実績	令和8年度 目標値
福祉施設から一般就労への移行者数	3人	8人 (2.67倍)
就労移行支援による一般就労移行者数	0人	2人
就労継続支援A型事業所による一般就労移行者数	0人	2人
就労継続支援B型事業所による一般就労移行者数	3人	4人 (1.33倍)
就労定着支援事業の利用者数	0人	4人
就労移行支援事業所の就労率5割以上の事業所割合	—	—
就労定着支援事業所の定着率7割以上の事業所割合	100% (1事業所)	100% (1事業所)

（５）障がい児通所支援等の地域支援体制の整備

【目標設定の考え方】

児童発達支援センター*については、未設置であるが、市内の児童発達支援事業所、障害児相談支援事業所*、保育所等訪問支援事業所と連携を図ることにより機能確保しています。

また、障がい児の地域社会への参加・包容の推進、重症心身障がい*児者を支援するサービス事業所の確保のほか、医療的ケア児等を支援する体制を整備します。

① 児童発達支援センターの設置

成果目標（国指針）	目標	考え方
令和８年度末までに児童発達支援センターを設置	機能確保済	既存の事業所との連携によりセンター機能を確保します。

② 障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）の推進

成果目標（国指針）	目標	考え方
令和８年度末までに保育所等訪問支援を活用しながら障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制構築	令和８年度に構築予定	保育所等訪問支援サービスの活用促進を図り、保育所、学校等におけるインクルージョンを推進します。

③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所の確保

成果目標（国指針）	目標	考え方
令和８年度末までに主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所を確保	令和８年度までに確保	市内事業所へのサービス提供体制を働きかけるほか、近隣市町との調整を図ります。

④ 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所の確保

成果目標（国指針）	目標	考え方
令和８年度末までに主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所を確保	他市町の事業所により確保済	近隣市町の事業所との調整を図り、事業所を確保します。

⑤ 医療的ケア児支援のため、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等による協議の場設置

成果目標（国指針）	目標	考え方
令和8年度末までに医療的ケア児支援のための協議の場の設置	設置済	障害者自立支援ネットワーク*「重症心身障がい児者支援部会」にて協議します。

⑥ 医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置

成果目標（国指針1以上）		目標		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療的ケア児等コーディネーターの配置数	人数 (人)	2	3	4

（６）相談支援体制の充実・強化に向けた取組の実施体制の確保

【目標設定の考え方】

基幹相談支援センター*は、圏域内の二市二町による共同設置とし、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化のほか、関係機関等の緊密化を通じた地域づくりを進めます。

また、地域づくりを進める協議会（障害者自立支援ネットワーク*）の機能をより実効性のあるものとするため、個別事例の検討を通じたサービス基盤の開発、改善を行う体制の強化を図ります。

① 基幹相談支援センターによる地域の相談支援体制の強化

●基幹相談支援センターの設置

成果目標（国指針）	目標	考え方
令和８年度末までに基幹相談支援センター設置	共同設置済 （島田市、吉田町、川根本町）	引き続き二市二町共同設置とし、機能強化を図ります。

成果目標		目標		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度
基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員*の配置数	人数（人）	2	2	2

●地域の相談支援事業所*に対する訪問等による専門的な指導・助言件数

活動指標		目標		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度
基幹相談支援センターによる指導・助言件数	件数（件）	14	14	14

●地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数

活動指標		目標		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度
基幹相談支援センターによる支援件数	件数（件）	36	36	36

●地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数

活動指標		目標		
		令和６年度	令和７年度	令和８年度
基幹相談支援センターによる実施回数	回数（回）	6	6	6

●基幹相談支援センター*による個別事例の支援内容の検証の実施回数

活動指標		目標		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
基幹相談支援センターによる実施回数	回数 (回)	36	36	36

② 協議会における個別事例の検討を通じた地域のサービス基盤の開発・改善

成果目標	目標	考え方
協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組の実施及び体制確保	体制強化	個別支援会議における課題を整理し、障害者自立支援ネットワーク*において必要なサービス基盤の検討を行います。

活動指標		目標		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援事業所*の参画による事例検討実施回数	回数 (回)	4	6	6
	参加事業者・機関数	4	5	5
協議会の専門部会の設置数	設置数 (件)	4	4	6
	実施回数	6	6	6



(7) 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

【目標設定の考え方】

市職員が障害者総合支援法*の具体的内容を理解しつつ、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、利用者が真に必要とするサービス等が利用できているかの検証を行うため、職員の資質向上を図ります。

① 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築

成果目標	目標	考え方
障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組に係る体制の構築	令和6年度に確保	担当職員の研修受講やサービス利用状況の分析が実施可能な体制を確保します。

② 障がい福祉サービス等の質の向上を図るための取組

●県が実施する障がい福祉サービス等に関わる研修の市町村職員参加人数

活動指標		目標		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
相談支援従事者初任者研修の参加人数	人数(人)	1	1	1
障害支援区分認定調査員研修の参加人数	人数(人)	1	1	1

●システム等での審査結果分析・共有等

活動指標	目標	考え方
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果を分析してその結果を活用し、事業所や関係自治体等と共有する体制の構築時期	令和7年度に確保	自立支援審査支払システムの審査結果のほか、国の障害福祉サービスデータベースから得られるデータ帳票を活用し、利用サービスの分析を行います。

活動指標		目標		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
共有を実施する回数	回数(回)	0	1	1

2 障がい福祉サービス等の実施と見込量

第7期障がい福祉計画における障がい福祉サービス等について、利用実績と障がいのある人の意向等を踏まえて、種類ごとに必要な量の見込みを設定します。

(1) 障がい福祉サービス

① 訪問系サービス

名称	内容
居宅介護 (ホームヘルプ)	自宅での入浴、排せつ、食事等の身体介護や、買い物、調理等の家事援助、通院等の通院介助などを行います。
重度訪問介護	重度の肢体不自由があり常に介護を必要とする人に、自宅での入浴・排せつ・食事等の介護及び外出時における移動介護などを総合的にを行います。
同行援護	視覚障がいにより、移動に著しい困難がある人に対し、外出時に同行し、移動介護などを行います。
行動援護	知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難がある人が行動をするときに、危険を回避するために必要な支援や外出時の移動介護を行います。
重度障害者等包括支援	常時介護が必要な人で、意思疎通を図ることが困難な人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

【実績】

(一月当たり)

項目		実績		見込
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	実利用者数 (人)	52	45	58
	延利用時間 (時間)	526	458	467
重度訪問介護	実利用者数 (人)	1	1	1
	延利用時間 (時間)	725	725	725
同行援護	実利用者数 (人)	7	8	8
	延利用時間 (時間)	32	35	36
行動援護	実利用者数 (人)	0	0	0
	延利用時間 (時間)	0	0	0

項目		実績		見込
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
重度障害者等包括支援	実利用者数(人)	0	0	0
	延利用時間(時間)	0	0	0

【見込量】

(一月当たり)

項目		見込		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
居宅介護	実利用者数(人)	58	58	58
	延利用時間(時間)	467	467	467
重度訪問介護	実利用者数(人)	1	1	1
	延利用時間(時間)	725	725	725
同行援護	実利用者数(人)	8	8	8
	延利用時間(時間)	37	38	39
行動援護	実利用者数(人)	0	0	0
	延利用時間(時間)	0	0	0
重度障害者等包括支援	実利用者数(人)	0	0	0
	延利用時間(時間)	0	0	0

【見込量の考え方】

- ・ 居宅介護は、第6期計画の実績及びサービス事業所を通じて実施した利用見込調査から、利用者数は58人、横ばいで推移すると見込み、利用時間は1人一月当たりの平均利用時間8時間により計上します。
- ・ 重度訪問介護は、第6期計画の実績及びサービス事業所を通じて実施した利用見込調査から、利用者数は1人、横ばいで推移すると見込み、利用時間は1人一月当たりの平均利用時間725時間により計上します。
- ・ 同行援護は、第6期計画の実績及びサービス事業所を通じて実施した利用見込調査から、利用者数は8人、横ばいで推移すると見込み、1人一月当たりの平均利用時間を毎年1時間の増として計上します。

- ・ 行動援護及び重度障害者等包括支援は、第6期計画の実績から、利用者数の見込みを計上していませんが、利用希望に応じて円滑に利用できるよう調整します。

【確保のための方策】

- ・ 居宅介護は、市が給付を行っている事業所は6事業所で、うち2事業所が市内の事業所です。近隣市町の居宅介護サービス提供事業所が廃止し、担い手確保は広域的な課題ですが、引き続き、市内及び近隣市町のサービス提供事業所と連携を図り、必要量の確保に努めます。
- ・ 重度訪問介護は、市が給付を行っている事業所は1事業所ですが、市内には事業所がない状況です。引き続き、近隣市町のサービス事業所との連携を図ります。
- ・ 同行援護は、市で給付を行っている事業所は4事業所ですが、うち2事業所が市内の事業所です。引き続き、市内及び近隣市町のサービス提供事業所と連携を図り、必要量の確保に努めます。
- ・ 行動援護は、市内にサービス提供事業所が1事業所あります。必要に応じてサービスが利用できるよう、サービス提供事業所との連携を図ります。
- ・ 重度障害者等包括支援は、市内にサービスを提供できる事業所がない状況ですが、必要に応じてサービスが利用できるよう、サービス提供が可能な県内の事業所との調整を図ります。
- ・ 障がい特性に応じたサービスが提供されるよう、従事者の確保や研修を通じた質の向上など、事業所に適切なサービスの提供を働きかけていきます。

② 日中活動系サービス及び短期入所

名称	内容
生活介護	常に介護を必要とする障がいのある人に、日中における食事、排せつ等の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。
自立訓練 (機能訓練・生活訓練)	入所施設や病院の退所・退院者や特別支援学校*卒業生などを対象に、一定の期間、地域生活への移行に必要な身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労選択支援 【新規】	本人の希望、就労能力や適性等に合った就労先、働き方が選択できるよう支援を行います。(令和7年10月から開始)
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、事業所における作業や企業における実習及び適性にあった職場探しや就労後の職場定着のための支援を行います。

名称	内容
就労継続支援 (A型)	事業所内において、雇用契約に基づいて就労の機会を提供するとともに、知識、能力向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援 (B型)	事業所内において、就労の機会や生産活動の機会を提供するとともに、知識、能力向上のために必要な訓練を行います。(雇用契約は結びません)
就労定着支援	一般就労に移行した人について、企業・自宅等への訪問や来所により生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、連絡調整や指導・助言等の支援を行います。
療養介護	長期入院による医療的ケア*と常に介護を必要とする障がいのある人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護を行います。
短期入所 (福祉型・医療型)	自宅で介護する人が病気の場合やレスパイト*などに、施設において、入浴、食事、排せつ等の介護等を行います。

【実績】

(一月当たり)

項目		実績		見込
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
生活介護	実利用者数 (人)	76	80	81
	延利用日数 (日)	1,682	1,766	1,782
自立訓練（機能訓練）	実利用者数 (人)	0	1	1
	延利用日数 (日)	0	13	12
自立訓練 (生活訓練)	実利用者数 (人)	2	3	4
	延利用日数 (日)	46	67	80
就労移行支援	実利用者数 (人)	1	2	5
	延利用日数 (日)	23	45	60
就労継続支援 (A型)	実利用者数 (人)	26	29	41
	延利用日数 (日)	561	626	710
就労継続支援 (B型)	実利用者数 (人)	135	161	171
	延利用日数 (日)	2,623	2,894	2,827
就労定着支援	実利用者数 (人)	3	3	3
療養介護	実利用者数 (人)	8	8	8

項目		実績		見込
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
短期入所（福祉型）	実利用者数 （人）	10	5	18
	延利用日数 （日）	71	43	49
短期入所（医療型）	実利用者数 （人）	1	1	2
	延利用日数 （日）	4	3	6

【見込量】

（一月当たり）

項目		見込		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活介護	実利用者数 （人）	83	83	85
	延利用日数 （日）	1,827	1,827	1,873
	うち強度行動障 害を有する者	実利用者数 （人）	9	9
		延利用日数 （日）	197	197
	うち高次機能障 害を有する者	実利用者数 （人）	2	2
		延利用日数 （日）	45	45
	うち医療的ケア* を必要とする者	実利用者数 （人）	5	5
		延利用日数 （日）	91	91
自立訓練 （機能訓練）	実利用者数 （人）	1	1	1
	延利用日数 （日）	12	12	12
自立訓練 （生活訓練）	実利用者数 （人）	4	4	4
	延利用日数 （日）	80	80	80
就労選択支援	実利用者数 （人）	—	4	4
就労移行支援	実利用者数 （人）	6	7	8
	延利用日数 （日）	72	84	96
就労継続支援 （A型）	実利用者数 （人）	47	48	50
	延利用日数 （日）	833	856	902

項目		見込		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
就労継続支援 (B型)	実利用者数 (人)	170	165	165
	延利用日数 (日)	2,804	2,689	2,689
就労定着支援	実利用者数 (人)	5	7	9
療養介護	実利用者数 (人)	8	8	8
短期入所（福祉型）	実利用者数 (人)	20	20	20
	延利用日数 (日)	57	57	57
	うち強度行動障 害を有する者	実利用者数 (人)	4	4
		延利用日数 (日)	12	12
	うち高次機能障 害を有する者	実利用者数 (人)	0	0
		延利用日数 (日)	0	0
	うち医療的ケア* を必要とする者	実利用者数 (人)	3	3
		延利用日数 (日)	9	9
	短期入所（医療型）	実利用者数 (人)	3	3
		延利用日数 (日)	9	9
	うち強度行動障 害を有する者	実利用者数 (人)	0	0
		延利用日数 (日)	0	0
	うち高次機能障 害を有する者	実利用者数 (人)	0	0
		延利用日数 (日)	0	0
	うち医療的ケア を必要とする者	実利用者数 (人)	3	3
		延利用日数 (日)	9	9

【見込量の考え方】

- 生活介護は、第6期計画の実績及びサービス事業所を通じて実施した利用見込調査から、利用者数は83人、ほぼ横ばいで推移すると見込み、利用日数は1人一月当たり22日により計上します。

- ・ 自立生活訓練（機能訓練）は、第6期計画の実績及びサービス事業所を通じて実施した利用見込調査から、利用者数は1人横ばいで推移すると見込み、利用日数は1人一月当たり12日により計上します。
- ・ 自立生活訓練（生活訓練）は、第6期計画の実績及びサービス事業所を通じて実施した利用見込調査から、利用者数は4人横ばいで推移すると見込み、利用日数は1人一月当たり20日により計上します。
- ・ 就労選択支援は、令和7年10月から開始されるサービスで、特別支援学校*卒業者のうち、就労継続支援B型の利用が見込まれる人数として4人を見込みます。
- ・ 就労移行支援は、第6期計画の実績及びサービス事業所を通じて実施した利用見込調査から、利用者数は毎年1人増とし、利用日数は1人一月当たり12日により計上します。
- ・ 就労継続支援A型は、第6期計画の実績及びサービス事業所を通じて実施した利用見込調査から、利用者数は毎年1人程度増とし、利用日数は1人一月当たり18日により計上します。
- ・ 就労継続支援B型は、第6期計画の実績及びサービス事業所を通じて実施した利用見込調査から、利用者数は、令和6年度170人、令和7年度及び8年度は165人を見込み、利用日数は1人一月当たり17日により計上します。
- ・ 就労定着支援は、第6期及びサービス事業所を通じて実施した利用見込調査から、利用者数は毎年2人増とし計上します。
- ・ 療養介護は、第6期計画の実績及びサービス事業所を通じて実施した利用見込調査から、利用者数は8人を計上します。
- ・ 短期入所（福祉型）は、第6期計画の実績及びサービス事業所を通じて実施した利用見込調査から、利用者数は20人横ばいで推移すると見込み、利用日数は1人一月当たり3日により計上します。
- ・ 短期入所（医療型）は、第6期計画の実績及びサービス事業所を通じて実施した利用見込調査から、利用者数は3人横ばいで推移すると見込み、利用日数は1人一月当たり3日により計上します。

【確保のための方策】

- ・ 生活介護は、市が給付を行っている事業所は31事業所で、うち3事業所が市内の事業所です。市内に整備されている医療的ケア*・重症心身障がい*にも対応した生活介護や共生型生活介護において、できる限り利用者の希望に添った利用ができるよう、引き続き、サービス提供事業所等との連携を図ります。

- ・ 自立訓練（機能訓練・生活訓練）は、市が給付を行っている事業所は1事業所ですが、市内や近隣には事業所がない状況です。引き続き、サービス提供が継続されるよう県内のサービス事業所と連携を図ります。
- ・ 就労選択支援は、今後のサービス提供事業所の整備状況を注視し、利用ニーズに応じてサービス提供体制の確保に努めます。
- ・ 就労移行支援は、市が給付を行っている事業所は2事業所ですが、市内には事業所がなく、市外の事業所に通所している状況です。引き続き、サービス提供が継続されるよう市外のサービス事業所との連携を図ります。
- ・ 就労継続支援A型は、市が給付を行っている事業所は4事業所で、うち1事業所が市内の事業所です。第6期計画中に、市内に新規事業所の参入が予定されていますので、利用者の特性や希望に沿った利用ができるよう支援します。また、引き続き、A型から一般就労への移行が進むよう、企業とサービス事業所との連携を強化し支援を行います。
- ・ 就労継続支援B型は、市が給付を行っている事業所は29事業所で、うち10事業所が市内の事業所です。引き続き、B型からの一般就労への移行が進むよう、企業とサービス事業所との連携を強化し支援を行います。また、障害者優先調達推進法*に基づき、事業所からの物品等の調達拡大及び「福祉のお店ドリームまきのほら」の販路拡大の支援に努め、工賃向上を図っていきます。
- ・ 就労定着支援は、市が給付を行っている事業所は2事業所で、うち1事業所が市内の事業所です。引き続き、一般就労移行者の就労定着が進むよう、サービス事業所と関係機関との連携を強化し支援を行います。
- ・ 療養介護は、市が給付を行っている事業所は4事業所で、市内や近隣には事業所がない状況です。引き続き、県内のサービス事業所と連携を図ります。
- ・ 短期入所（福祉型）は、市が給付を行っている事業所は12事業所で、うち市内の事業所は福祉型が2事業所です。市内に整備された介護保険事業所による共生型短期入所において、できる限り利用者の希望に沿った利用ができるよう、引き続き、サービス提供事業所等との連携を図ります。
- ・ 短期入所（医療型）は、市が給付を行っている事業所は1事業所で、市内や近隣には事業所がない状況です。引き続き、県内のサービス事業所と連携を図ります。また、市内の中核病院で開始した地域包括ケア病棟でのレスパイトケアもサービス基盤の一つとして、提供する医療機関との連携を図ります。

③ 居住系サービス

名称	内容
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活を行う住居で、夜間や休日において相談や日常生活上の援助を行います。
施設入所支援	施設に入所している人に対し、夜間や休日における入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
自立生活援助	施設等から一人暮らしに移行した人に対し、定期的に居宅を訪問し、日常生活における課題等の確認を行い、必要な助言や医療機関等との連絡調整を行います。

【実績】

(一月当たり)

項目		実績		見込
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
共同生活介護 (グループホーム)	実利用者数 (人)	41	44	47
うち日中サービス支援型	実利用者数 (人)	2	1	6
施設入所支援	実利用者数 (人)	42	45	45
自立生活援助	実利用者数 (人)	4	3	4

【見込量】

(一月当たり)

項目		見込		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
共同生活介護 (グループホーム)	実利用者数 (人)	49	51	53
うち精神障害者数	実利用者数 (人)	10	11	12
うち強度行動障害を有する者	実利用者数 (人)	0	0	0
うち高次機能障害を有する者	実利用者数 (人)	2	2	2
うち医療的ケア*を必要とする者	実利用者数 (人)	0	0	0
うち日中サービス支援型	実利用者数 (人)	6	7	7
施設入所支援	実利用者数 (人)	44	43	42
自立生活援助	実利用者数 (人)	4	4	4
うち精神障害者数	実利用者数 (人)	3	3	3

【見込量の考え方】

- ・ 共同生活援助は、第6期計画の実績及びサービス事業所を通じて実施した利用見込調査から、利用者数は毎年2人の増を計上します。
- ・ 施設入所支援は、成果目標に基づき、令和8年度末の利用者数を42人とします。
- ・ 自立生活援助は、第6期計画の実績及びサービス事業所を通じて実施した利用見込調査から、利用者数は4人を計上します。

【確保のための方策】

- ・ 共同生活援助は、市が給付を行っている事業所は18事業所で、うち3事業所が市内の事業所です。福祉施設入所者及び精神科長期入院患者の地域生活への移行の受け皿として重要なサービスです。地域生活への移行が適切に進むよう、サービス事業所や相談支援事業所*等との連携を図るとともに、重度の障がいのある人の受け入れが進むよう、引き続き、サービス基盤の確保に努めます。
- ・ 施設入所支援は、市が給付を行っている事業所は20事業所で、うち1事業所が市内の事業所です。待機者の地域生活継続の可能性を検討し、在宅サービスの充実に努めます。
- ・ 自立生活援助は、市が給付を行っている事業所は市外の1事業所です。地域移行促進の関連サービスとして重要なサービスです。引き続き、サービス提供が継続されるようサービス事業所と連携を図ります。

④ 相談支援

名称	内容
計画相談支援	障がい福祉サービス等を利用しようとする人の相談や利用計画作成、見直しを行い、課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメント*による支援を行います。
地域移行支援	障がい者支援施設や精神科病院に入所等をしている人が地域生活に移行をする際に必要な住宅の確保やサービスの利用など、地域で暮らしていくための相談や支援を行います。
地域定着支援	居宅で一人暮らしをしている人に対して、夜間も含め常時の連絡体制を確保し、緊急時における連絡、相談、訪問等の支援を行います。

【実績】

(一月当たり)

項目		実績		見込
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
計画相談支援	実利用者数 (人)	328	341	343
地域移行支援	実利用者数 (人)	2	2	3
地域定着支援	実利用者数 (人)	2	3	3

【見込量】

(一月当たり)

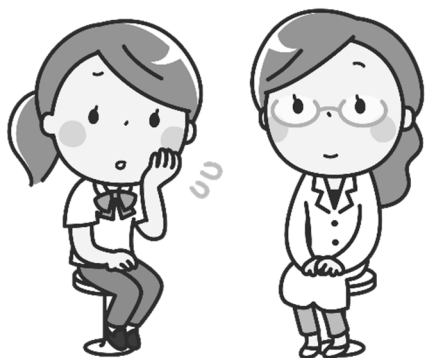
項目		見込		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
計画相談支援	実利用者数 (人)	345	347	349
地域移行支援	実利用者数 (人)	4	4	4
うち精神障害者数	実利用者数 (人)	4	4	4
地域定着支援	実利用者数 (人)	4	4	4
うち精神障害者数	実利用者数 (人)	4	4	4

【見込量の考え方】

- ・ 計画相談支援は、第6期計画の実績及び第7期計画のサービス利用者数から、毎年2人の増を計上します。
- ・ 地域移行支援・地域定着支援は、第6期計画の実績及び第7期計画の福祉施設からの退所及び精神科病院からの退院による地域移行を見込み、地域移行支援・地域定着支援共に毎年4人を計上します。

【確保のための方策】

- ・ 計画相談支援は、主に市内4事業所で実施しています。引き続き、基幹相談支援センター*と連携し、相談支援専門員*の質の向上及びサービス提供体制の充実を図ります。
- ・ 地域移行支援・地域定着支援は、市内1事業所で実施しています。福祉施設からの退所及び精神科病院からの退院による地域移行、地域定着が進むよう、基幹相談支援センターと連携し、サービス提供体制の確保に努めます。



3 地域生活支援事業

(1) 必須事業

① 理解促進研修・啓発事業

地域住民に対して、障がいのある人への理解を深めるための研修・啓発事業を行います。

【実績】

項目		実績		見込
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

【見込量】

項目		見込		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
理解促進研修・啓発事業	実施の有無	有	有	有

【見込量の考え方】

- ・ 必要に応じて予算を確保し、事業を実施します。

【確保のための方策】

- ・ 障がいのある人への理解を深めるための研修や講座を実施し、理解啓発に係る取組を進めていきます。

② 自発的活動支援事業

障がいのある人やその家族、地域住民等が自発的に行う活動（ピアサポート、ボランティア*活動等）に対して支援を行います。

【実績】

項目		実績		見込
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

【見込量】

項目		見込		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
自発的活動支援事業	実施の有無	有	有	有

【見込量の考え方】

- ・ 第6期計画は0予算で事業を実施しました。必要に応じて予算を確保し、事業の充実を図ります。

【確保のための方策】

- ・ 精神障がい者の家族会、身体障害者福祉会など障がい者団体が自主的に取り組む勉強会やピアサポート活動に対し、支援を継続していきます。

③ 相談支援事業

<障害者相談支援事業>

障がいのある人やその家族等からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言などの支援を行います。

<基幹相談支援センター* >

地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援体制の強化等を行います。

<基幹相談支援センター等機能強化事業>

基幹相談支援センター等における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、専門性を有する職員を配置し、相談支援事業者等に対する指導・助言などを行います。

<住宅入居等支援事業>

保証人がいない等の理由により一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居が困難な障がいのある人に対し、入居に必要な調整等を行い、地域生活を支援します。

【実績】

項目		実績		見込
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
障害者相談支援事業	実施箇所数 (箇所)	3	3	3
基幹相談支援センター事業	実施の有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有

【見込量】

項目		見込		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
障害者相談支援事業	実施箇所数 (箇所)	3	3	3
基幹相談支援センター事業	実施の有無	有	有	有
基幹相談支援センター等機能強化事業	実施の有無	有	有	有
住宅入居等支援事業	実施の有無	有	有	有

【見込量の考え方】

- ・ 第6期計画に引き続き、各種相談支援事業を実施します。
- ・ 住宅入居等支援事業は、地域生活への移行が進むよう、相談支援体制を確保します。

【確保のための方策】

- ・ 障害者相談支援事業は、3法人に委託し、障がいのある人やその家族が抱える多様な相談に対応しています。相談の多様化・重層化に対応できる相談機能が求められていることから、市と相談支援事業所*との連携を一層強化し、相談支援の充実を図ります。
- ・ 基幹相談支援センター*は、令和3年度に二市二町（島田市、牧之原市、吉田町、川根本町）で共同設置しましたが、引き続き、相談支援体制の充実・強化を図ります。
- ・ 住宅入居等支援事業は、入居が困難な障がいのある人に対し入居に必要な調整等を行うなど、宅地建物取引業協会等との連携を図り、地域生活を支援します。

④ 成年後見制度*利用支援事業

障がいのある人の成年後見制度の利用を支援するため、相談支援事業所*と連携し、制度の利用に必要な経費の一部または全部について助成を行います。

【実績】 (年当たり)

項目		実績		見込
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度利用支援事業	利用件数 (件)	1	1	1

【見込量】 (年当たり)

項目		見込		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度利用支援事業	利用件数 (件)	2	2	2

【見込量の考え方】

- ・ 制度を必要とする人の増加が見込まれることから、報酬助成の件数は毎年2件程度を計上します。

【確保のための方策】

- ・ 牧之原市成年後見制度利用促進基本計画に基づき、関係機関と連携して制度の利用促進を進めます。

- ・ 広く市民に制度の周知を図るとともに、市と相談支援事業所*が連携して制度を必要とする人への利用支援に努めます。

⑤ 成年後見制度法人後見支援事業

障がいのある人の成年後見制度*の活用を促進するため、法人後見の適正な活動支援や市民後見人の育成に取り組めます。

【実績】

項目		実績		見込
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有

【見込量】

項目		見込		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
成年後見制度法人後見支援事業	実施の有無	有	有	有

【見込量の考え方】

- ・ 法人後見については、令和元年度から牧之原市社会福祉協議会*が実施しています。
- ・ 市民後見については、令和2年度より「市民後見人養成講座」を開催し、後見人として活動できる人材の育成に取り組んでいます。
- ・ 第6期計画に引き続き、法人後見及び市民後見支援に係る事業を実施します。

【確保のための方策】

- ・ 市民後見人の活用を含む法人後見の業務の充実が図られるよう、成年後見サポートセンターと連携して法人後見の適正な実施を支援します。
- ・ 地域で活動する後見人を確保するため、市民後見人の育成や支援体制について、市民後見推進部会で協議し、事業の推進を図ります。

⑥ 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのために意思の伝達に支援が必要な人に対して手話通訳者*及び要約筆記者*の派遣を行います。また、合理的配慮*の促進のため、イベントや講演会等への手話通訳者や要約筆記者の派遣を推進します。

【実績】 (年当たり)

項目		実績		見込
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
手話通訳者派遣	派遣件数 (件)	51	71	70
要約筆記者派遣	派遣件数 (件)	0	1	1

【見込量】 (年当たり)

項目		見込		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
手話通訳者派遣	派遣件数 (件)	75	75	75
要約筆記者派遣	派遣件数 (件)	5	5	5

【見込量の考え方】

- ・ 市のイベントや講演会、企業の研修会等への派遣を見込み、手話通訳者の派遣件数を毎年75件、要約筆記者の派遣件数を毎年5件とします。

【確保のための方策】

- ・ 庁舎内を始め、障害者自立支援ネットワーク*に参加している企業、商工会等へ制度周知を行い、イベントや講演会、研修会などへの手話通訳者や要約筆記者の派遣を推進します。
- ・ 近隣市町の手話通訳者や要約筆記者にも協力を依頼し、申請者の希望に応じた派遣が行えるように体制を整えます。

⑦ 日常生活用具給付等事業

障がいのある人及び難病*患者の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具*の給付や住宅改修を行う事業です。

【実績】

(年当たり)

項目		実績		見込
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
介護・訓練支援用具	支給件数 (件)	0	0	3
自立生活支援用具	支給件数 (件)	4	10	3
在宅療養等支援用具	支給件数 (件)	3	9	6
情報・意思疎通支援用具	支給件数 (件)	7	14	11
排せつ管理支援用具	支給件数 (件)	1,077	1,075	1,100
住宅改修費	支給件数 (件)	2	1	2
大規模地震対策用具	支給件数 (件)	1	0	1

【見込量】

(年当たり)

項目		見込		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護・訓練支援用具	支給件数 (件)	3	3	3
自立生活支援用具	支給件数 (件)	3	3	3
在宅療養等支援用具	支給件数 (件)	6	6	6
情報・意思疎通支援用具	支給件数 (件)	11	11	11
排せつ管理支援用具	支給件数 (件)	1,200	1,210	1,220
住宅改修費	支給件数 (件)	2	2	2
大規模地震対策用具	支給件数 (件)	2	2	2

【見込量の考え方】

- 第6期計画の実績から、特に排せつ管理支援用具については今後も増加を見込み、毎年10件の増を計上します。その他の用具については、ほぼ横ばいで計上します。

【確保のための方策】

- 利用者の申請により、在宅で生活するために必要な日常生活用具*を給付しています。
- 県のガイドラインに沿った用具等を給付・貸与し、障がいのある人が安心して生活できるよう支援を行います。

⑧ 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がいがある人の外出を支援し、社会生活において必要不可欠な外出や余暇活動等の社会参加を促進します。

【実績】

(年当たり)

項目		実績		見込
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
移動支援事業	実施事業所数 (箇所)	5	5	5
	実利用者数 (人)	38	38	39
	延利用時間 (時間)	1,630	1,736	1,790

【見込量】

(年当たり)

項目		見込		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
移動支援事業	実施事業所数 (箇所)	6	6	6
	実利用者数 (人)	40	41	42
	延利用時間 (時間)	1,845	1,902	1,961

【見込量の考え方】

- 第6計画の実績から、利用者数は毎年1人の増、利用時間数は1人当たり約46時間で計上します。

【確保のための方策】

- 市が委託している事業所は6事業所で、うち2事業所が市内の事業所です。

- ・ 障がいがある人の外出支援や余暇活動に欠かせない事業であるため、今後もサービス提供を行います。

⑨ 地域活動支援センター事業

創作的な活動や生産活動、社会との交流促進など、様々な活動を支援する場として、障がいのある人の地域生活を支援します。

【実績】 (年当たり)

項目		実績		見込
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
地域活動支援センター事業	実施事業所数(箇所)	1	1	1
	平均利用者数(人)	13	15.1	16.5

【見込量】 (年当たり)

項目		見込		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域活動支援センター事業	実施事業所数(箇所)	1	1	1
	平均利用者数(人)	17	18	19

【見込量の考え方】

- ・ 第6期計画の実績から、年間の1日当たりの平均利用者数を17人と見込み、毎年1人の増とします。

【確保のための方策】

- ・ 市内で実施する「地域活動支援センターⅡ型」は1か所で、主に精神障がいのある人を対象とした創作的活動、社会参加の促進の場となっています。引き続き、事業を実施するとともに、障がいのある人の社会参加や活動の場などのニーズを把握し、事業拡大を視野に入れた検討を行います。

(2) 任意事業

① 訪問入浴サービス事業

居宅において入浴することが困難な重度の身体障がいのある人に対して、訪問による入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持を図ります。

【実績】 (年当たり)

項目		実績		見込
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
訪問入浴サービス事業	実施事業所数(箇所)	1	1	2
	実利用者数(人)	4	4	4
	延利用回数(回)	200	156	208

【見込量】 (年当たり)

項目		見込		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問入浴サービス事業	実施事業所数(箇所)	2	2	2
	実利用者数(人)	5	5	6
	延利用回数(回)	229	251	273

【見込量の考え方】

- 第6期計画の実績、障がいの重度化や家族の高齢化等から、利用者数及び利用回数の増加を見込みます。

【確保のための方策】

- 市内の2事業所に委託をしています。今後もサービス事業所と連携し、適切なサービスの提供を行います。

② 日中一時支援事業

障がいのある人の自主性や社会性、創造性の向上を図るために日中の活動の場を提供します。

【実績】 (年当たり)

項目		実績		見込
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
日中一時支援事業	実施事業所数 (箇所)	8	9	8
	延利用者数 (人)	54	51	62

【見込量】 (年当たり)

項目		見込		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
日中一時支援事業	実施事業所数 (箇所)	9	9	9
	延利用者数 (人)	76	97	128

【見込量の考え方】

- ・ 第6期計画の実績や新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことを考慮し、利用者の増加を見込みます。

【確保のための方策】

- ・ 市が委託している事業所は9事業所で、うち2事業所が市内の事業所です。
- ・ 障がいのある人の日中活動の充実と家族のレスパイト*に欠かせない事業のため、サービス事業所と連携し、適切なサービスの提供を行います。

(3) 地域生活支援促進事業

① 施設入浴サービス事業

自宅で入浴をすることが困難な重度の障がいのある人に入浴の機会を提供し、健康の保持増進及び障がいのある人の福祉の向上を図ります。

【実績】		(年当たり)		
項目		実績		見込
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
施設入浴サービス事業	実施事業所数(箇所)	1	1	1
	実利用者数(人)	10	8	8
	延利用回数(回)	582	634	674

【見込量】		(年当たり)		
項目		見込		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
施設入浴サービス事業	実施事業所数(箇所)	1	1	1
	実利用者数(人)	9	9	9
	延利用回数(回)	721	776	767

【見込量の考え方】

- 第6期計画の実績や新型コロナウイルス感染症が5類に移行したことを考慮し、利用者の増加を見込みます。

【確保のための方策】

- 市が委託している事業所は、市内の1事業所です。
- 障がいのある人の日中活動の充実と家族のレスパイト*に欠かせない事業のため、サービス事業所と連携し、適切なサービスの提供を行います。

② 発達障害児者及び家族支援事業

ペアレントメンターの養成や活動の支援、ペアレントプログラム、ペアレントトレーニングの導入、ピアサポートの推進及び青年期の居場所作り等を行い、発達障がい*のある人や児童及びその家族に対する支援体制の構築を図ります。

【実績】

(年当たり)

項目		実績		見込
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数	受講者数 (人)	6	6	5
ペアレントメンターの人数	人数 (人)	0	0	1
ピアサポートの活動への参加人数	参加人数 (人)	0	20	20

【見込量】

(年当たり)

項目		見込		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数（保護者）	受講者数 (人)	6	6	6
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数（支援者）	実施者数 (人)	5	6	6
ペアレントメンターの人数	人数 (人)	3	3	3
ピアサポートの活動への参加人数	参加人数 (人)	21	22	23

【見込量の考え方】

- ・ ペアレントプログラムの受講者数（保護者）は、毎年6人を計上します。
- ・ ペアレントプログラムの実施者数（支援者）は、令和6年度5人、令和7年度及び8年度は6人を計上します。
- ・ ペアレントメンターの人数は、毎年3人を計上します。
- ・ ピアサポートの活動への参加人数は、毎年1人の増を計上します。

【確保のための方策】

- ・ 市で開催するペアレントプログラムにおいて、引き続き、保護者が子どもの特性に応じた関わり方を学び、子育てを楽しめるための支援を継続します。
- ・ 第2期計画で1人がペアレントメンター養成講座を受講しました。引き続き、受講者の増加に向けて情報提供に努めるとともに、ペアレントメンターの活用について検討します。
- ・ 既存のピアサポート活動を行う団体や市の関係機関、ペアレントメンターが連携し、発達障がい児への支援体制の充実を図ります。

4 児童福祉法に基づく障がい児支援サービス

(1) 障がい児福祉サービス

第3期障がい児福祉計画における障がい児福祉サービス等について、利用実績と障がい児の意向等を踏まえて、種類ごとに必要な量の見込みを設定します。

名称	内容
児童発達支援	就学前の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。 (令和6年4月から児童発達支援の福祉型と医療型が一元化)
放課後等デイサービス	就学児に対し、授業終了後または休業日に生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等の施設を訪問し、他の児童との集団生活への適応のための支援等を行います。
居宅訪問型児童発達支援	重度の障がい等により外出することが著しく困難な児童に対し、居宅に訪問して日常生活における基本的な動作の指導等を行います。
障害児相談支援	障がい児支援サービス等を利用しようとする児童の相談や利用計画作成、見直しを行い、課題の解決や適切なサービス利用に向けてケアマネジメント*による支援を行います。

【実績】

(一月当たり)

項目		実績		見込
		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	実利用者数 (人)	46	47	54
	延利用日数 (日)	437	463	488
放課後等デイサービス	実利用者数 (人)	78	92	109
	延利用日数 (日)	1,164	1,357	1,357
保育所等訪問支援	実利用者数 (人)	0	0	1
	延利用日数 (日)	0	0	4
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数 (人)	0	0	0
	延利用日数 (日)	0	0	0
障害児相談支援	実利用者数 (人)	118	140	145

【見込量】

(一月当たり)

項目		見込		
		令和6年度	令和7年度	令和8年度
児童発達支援	実利用者数 (人)	55	55	55
	延利用日数 (日)	500	500	500
放課後等デイサービス	実利用者数 (人)	119	124	129
	延利用日数 (日)	1,367	1,447	1,527
保育所等訪問支援	実利用者数 (人)	2	3	4
	延利用日数 (日)	8	12	16
居宅訪問型児童発達支援	実利用者数 (人)	0	0	0
	延利用日数 (日)	0	0	0
障害児相談支援	実利用者数 (人)	150	155	160

【見込量の考え方】

- ・ 児童発達支援は、第2期計画の実績及びサービス事業所を通じて実施した利用見込調査から、利用者数は55人横ばいで推移すると見込み、利用日数は1人一月当たり9日より計上します。
- ・ 放課後等デイサービスは、第2期計画の実績及びサービス事業所を通じて実施した利用見込調査から、利用者数は毎年5人の増とし、利用日数は1人一月当たり12日より計上します。
- ・ 保育所等訪問支援は、利用者数は毎年1人の増とし、利用日数は1人一月当たり4日より計上します。
- ・ 居宅訪問型児童発達支援は、第2期計画の実績から、利用者数の見込みを計上していませんが、利用希望に応じて円滑に利用できるよう調整します。
- ・ 障害児相談支援は、第2期計画の実績を踏まえて、毎年5人の増を計上します。

【確保のための方策】

- ・ 児童発達支援は、第2期計画で新規事業者が参入し、主に市内の2事業所がサービス提供を行っています。引き続き、利用者の特性や希望に添った利用ができるようサービス提供事業所との連携を図ります。また、令和6年度から福祉型児童発達支援と医療型児

童発達支援が一元化されることから、サービス提供体制の確保に努めます。

- ・ 放課後等デイサービスは、市が給付を行っている事業所は20事業所で、うち8事業所が市内の事業所です。利用者の増及びニーズにより、新規事業所の参入を見込んでいます。利用者の特性や希望に添った利用ができるよう、引き続き、サービス事業所と連携を図り、支援の質の向上に努めます。
- ・ 保育所等訪問支援は、市内1事業所でサービス提供が整備されています。保育所等において利用者が早期に適切な療育が受けられるよう、サービス事業所と連携しサービスの利用促進を図ります。
- ・ 居宅訪問型児童発達支援は、市内にサービスを提供できる事業所がない状況ですが、サービス提供が可能な市外の事業所と連携を図ります。
- ・ 障害児相談支援は、市が給付を行っている事業所は主に3事業所で、うち2事業所が市内の事業所です。事業所が不足しているため、保護者にセルフプラン作成をお願いしている状況ですが、第3期計画期間中に徐々にセルフプランから事業所プランへの移行を目指し、引き続き、計画相談の確保及び相談支援専門員*の質の向上に努めます。



5 基盤整備

本市のサービス利用者の全てが市内の既存基盤を利用してサービスを受けている状況ではなく、不足するサービスは他市町の基盤を利用している状況です。

今後3年間に必要なサービス量と既存基盤で対応できるサービス供給量の見込みから計画期間中に不足するサービスを見込み、基盤整備の促進を図ります。

基盤整備にあたっては、まず市内で働きかけを行い、市内で不足すると思われるサービスについては、志太榛原圏域や県単位で考えていく必要があります。

項目	令和6年度		令和7年度		令和8年度	
	整備数 (箇所)	利用者数 (人分)	整備数 (箇所)	利用者数 (人分)	整備数 (箇所)	利用者数 (人分)
生活介護						
自立訓練（機能訓練）						
自立訓練（生活訓練）						
就労選択支援						
就労移行支援						
就労継続支援（A型）						
就労継続支援（B型）						
就労定着支援						
療養介護						
福祉型短期入所						
医療型短期入所						
自立生活援助						
共同生活援助					1	10
うち日中サービス 支援型					1	10
施設入所支援						
児童発達支援						
放課後等デイサービス			1	10		
保育所等訪問支援						